

目次

普天間強制使用手続き開始 ----- 2
 収用委員会 公開審理 ----- 2
 関東ブロック総会・講演会
 2000年度 関東ブロック活動 3
 規約改正案 ----- 4
 連載 やんばる便り(9) ----- 5
 書籍紹介 ----- 8
 認定・裁決取消訴訟(5) ----- 10
 一坪反戦通信2000年 総内容 - 14
 お知らせ・集会案内 ----- 16

軍用地を生活と生産の場に！

一坪反戦通信

No. 119

2000年12月28日

発行：沖縄・一坪反戦地主会 関東ブロック
 住所：東京都千代田区三崎町 2-2-13-502
 電話：090-3910-4140 FAX：03-3386-2203 郵便振替：00150-8-120796
 ホームページ：<http://www.jca.apc.org/HHK/> 電子メール：hankach@jca.apc.org
 毎月1回 28日発行 一部200円 定期購読料 年2000円



『一坪反戦通信』第108号～119号 表紙（14頁 参照）

二十世紀は戦争の世紀だったと言われる。父が日中戦争に動員され、叔父が赤道直下の小島で玉砕した記憶を持っていても、自分には経験がない。戦争が何をもたらすかを知るには沖縄戦を跡づけることがとても大切に思われる。ところで、戦争の記憶も風化したといわれるが果たしてそうか？二通りの意味でそうではないと思う。一つは風化しているのは私たち自身の感性ではないかということ。与えられる平和学習を受け取るだけに終わらせてはいないか？想像力を働かせ掘り出す努力を惜しんではいまいか？記憶を現在に生かすのは私たちが次第だと思ふ。宝物は無尽蔵にある。もう一つは平和を求めるとは反対の立場で記憶を作り変え現代に蘇らせる動きから思ふことである。沖縄では昨年、平和記念資料館展示物の改竄が図られ、今夏、石川県内でひめゆり学徒隊と刻銘した大東亜聖戦大碑が建立された。文部省は二〇〇二年度からの教科書で沖縄戦の記述削減をねらっているらしい。沖縄開発庁が進めている沖縄戦資料収集整理事業の行方も注目されるところだ。

それにしても沖縄戦から学ぶことは多い。最近読んだ『逃げる兵』（渡辺憲央著・マルジュ社）は兵士一人一人の姿を克明に記録していて、軍の論理は住民ばかりでなく兵士をも守らないことがよく伝わるものだった。

（野口裕子）

普天間共有地

強制使用手続き開始

二月一五日に、普天間飛行場内の共有地主に対し、那覇防衛施設局から配達証明便と普通便で意見書提出依頼の文書が送られてきました。九〇年・九五年に続いて三回目のことですので、会員の多くは「存じのこと」と思いますが、この文書は那覇防衛施設局が私たちの共有地に対して強制使用の手続きを開始したということです（囲み参照）。

意見書提出依頼の文書は、那覇防衛施設局が総理大臣に強制使用の認定を申請する際に、地主の意見書の添付が必要のために、地主に対して意見書の提出を求めてきているものです。地主が提出しなくても別な書類を添付して申請できる仕組みになっていますので、無視しても手続きは進みます。しかし、地主の立場から、強制使用に対し公式に意見を述べる機会です。意見書の様式は自由ですので、基地・日米安保・強制使用に反対する各人の思いを自由に書いてください。提出方法等については、沖縄現地の一坪反戦地主会からのお知らせに従ってください。

関東ブロックでは、沖縄現地の一坪反戦地主会に協力しながら、次のような意見書提出

行動を行います。ぜひ御参加ください。

二〇〇一年一月一日（木）

午後三時三〇分 集合

防衛庁・防衛施設庁正門前（市ヶ谷）

連絡先 090-3910-4140（要確認）

特措法の再改悪で、共有地の強制使用に対する闘いは厳しい状況ですが、諦めることなく、強制使用を許さない声を上げていきましょう。

2002年9月2日に国の使用期限が切れる米軍那覇港湾施設（那覇軍港、57ha）内の0.04ha（3筆、7人）と普天間飛行場（481ha）内の1.23ha（17筆、710人）の土地をめぐる、那覇防衛施設局は12月15日、再改悪米軍用地特措法に基づく強制使用手続きに着手し、契約拒否地主（計717人、うち一坪反戦地主は697人）に対し、意見照会文書を送った。2基地内の契約拒否地主の土地は1998年5月の県収用委の裁決で、同年9月から4年間の強制使用が認定されていた。

これまで那覇市が提供を拒否してきた土地（那覇軍港内 1.5ha、普天間飛行場内 0.39ha）は強制使用対象から初めて除外された。

（沖縄タイムス・琉球新報の記事を参考にした。編集部）

沖縄県収用委員会

公開審理 第一回

二〇〇一年一月一七日

午前一〇時～

水産会館（那覇市）

二〇〇一年三月に使用期限が切れる米軍楚辺通信所（通称・象のオリ、読谷村）と牧港補給地区（浦添市）の一部土地をめぐる強制使用手続きで、契約を拒否している地主側と起業者の那覇防衛施設局の双方から意見を聴取する沖縄県収用委員会・公開審理の第一回は、二〇〇一年一月一七日に開催されます。二回目は二月二三日の予定。第三回目の日程は未定です（時間・場所等詳細は裏表紙を参照）。

第一回は防衛施設局からの意見聴取、第二回は知花昌一さんの意見陳述、第三回は古波蔵豊さんの陳述がそれぞれ予定されています。傍聴は誰でも可能です。多くの皆さまの参加をお願いします。

二〇〇〇一年度
関東ブロック 総会

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロックでは、二〇〇一年一月一七日(日)に総会を開きます。今年は、希望の多かった日曜日の開催です。今年、ふるってご参加ください。なお、記念講演の演者は知花昌一さんです(時間・場所等詳細は裏表紙を参照)。

活動報告、会計報告、予算案の説明などに加えて、関東ブロック規約の改正を提案します(次頁参照)。主な変更点は、会計年度を実績に合わせ、一月一日からにしたこと、運営委員とは別に会計監査をおくこと、さらに、九六年の総会で承認された暫定的年会費二千元を規約通り年千円に戻し、一方、会費に含めていた『一坪反戦通信』の購読料を別立てにします。これは、本誌でも再三説明してきましたように、会費未納者への本誌発送費用が、関東ブロックの構造的赤字の原因となつてゐることへの改善措置です。関東ブロックの活動強化と本誌をはじめとする情報発信体制の強化のため、会員の皆さまのご理解をお願いいたします。

(運営委員会)

二〇〇〇年度
関東ブロック 活動記録

- ・一月十五日(土) 新宿西口 沖縄米軍基地の県内移設反対 情宣活動
- ・二月五日(土) 中野商工会館 関東ブロック 総会・記念講演
- ・二月二日(日) 銀座数寄屋橋 講師 安里秀雄(違憲共闘会議事務局長)
- ・三月五日(日) 銀座・数寄屋橋 名護市長リコール運動支援 街頭情宣
- ・三月二日(日) 新宿西口、銀座数寄屋橋 三・二七沖縄・名護に新たな米軍基地をつくらせない大集会 統一宣伝行動
- ・三月二日(日) 日比谷野外音楽堂 三・二七沖縄・名護に新たな米軍基地をつくらせない大集会
- ・三月二日(火) 東京地裁 金城睦(平和市民連絡会 代表世話人) 東恩納琢磨(十区の会代表代行)
- ・四月二日(日) 銀座・数寄屋橋 「思いやり予算」違憲訴訟 第10回口頭弁論
- ・四月二日(金) 〓二九日(土) 名護市長リコール運動支援 街頭情宣
- ・四月二日(金) 〓二九日(土) 沖縄交流キャンペーン二〇〇〇

東京南部、西部、北部、東部、練馬、埼玉、神奈川、宮城、千葉、三多摩

- ・五月二五日(月) 外濠公園 沖縄「復帰」二八周年 五・一五集会
- ・六月二〇日(水) 渋谷勤労福祉会館 城間勝(一坪反戦地主会 事務局長)
- ・七月二八日(金) 東京地裁 今こそ損賠法の制定を 全国集会
- ・七月二八日(金) 東京地裁 嘉手納基地包囲/平和交流会
- ・八月二〇日(木) 中野商工会館 「思いやり予算」違憲訴訟 第11回口頭弁論
- ・八月二〇日(木) 中野商工会館 「命を守る会」東京行動報告集会
- ・九月二八日(月) 神楽坂スカット 金城祐治代表、宮城保事務局長 他三名 へり基地反対協 安次富浩共同代表 主催 「命を守る会」
- ・九月二三日(土) 南北朝鮮統一問題 学習会 講師 宋世一(在日韓国民主統一連合)
- ・九月二八日(木) 中野勤労福祉会館 あしは祭(出展)
- ・十月二四日(土) 文京シビックホール 十区の会 署名提出行動&交流会 主催 十区の会
- ・十一月三日(金) 亀戸中央公園 関西・思いやり予算 高裁判決 報告 安里秀雄
- ・十一月三日(金) 東京地裁 団結まつり(出店)
- ・十一月二七日(金) 東京地裁 「思いやり予算」違憲訴訟 判決

沖縄一坪反戦地主会関東ブロック 規約 改正案 (2001年1月17日)

第一条 (名称と性格)

本会は、沖縄・一坪反戦地主会関東ブロックと称し、一坪反戦地主会のブロックの一つである。

第二条 (会員)

会員は、一坪反戦地主で、原則として関東に在住する者とする。

第三条 (総会)

総会は、関東ブロック全体の意志決定機関であって、原則として年一回開催する。

第四条 (役員)

1. 運営委員は、総会で選出し、任期は一年とするが、再任は妨げない。
2. 運営委員の中に代表、事務局長、会計をおく。

第五条 (運営委員会)

運営委員会は、運営委員で構成し、随時開催して関東ブロックの活動を具体的に推進する。

第六条 (会費)

関東ブロックの会費は一人年間千円とする。

第七条 (会計年度)

関東ブロックの会計年度は、1月1日に始まり、12月31日までとする。

第八条 (会計監査)

会計監査をおき、任期は一年とする。

関東ブロック規約 (1988年3月26日の総会で承認)

第一条 (名称と性格)

本会は、沖縄・一坪反戦地主会関東ブロックと言い、一坪反戦地主会のブロックの一つである。

第二条 (会員)

1. 一坪反戦地主で関東に在住するもの。
2. 共有地が確定し、登記が終了するまでの間、暫定的に通信会員をおく。

第三条 (組織)

1. ブロック総会

ブロック総会はブロック全体の意志決定機関であって、原則として年一回開催する。

2. 運営委員会

運営委員会は運営委員で構成し、随時開催してブロック活動を具体的に推進する。

第四条 (役員)

運営委員 (若干名、会計と監査を含む) は総会で選出し、任期は一年とする。再任を妨げない。

第五条 (会費)

ブロックの会費は一人年間千円とする。

第六条 (会計年度)

ブロックの会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月末までとする。

【連載】やんばる便り 9

浦島悦子（へり基地にいない二見以北十区の会）

私の住む安部（あぶ）の隣に、三原（みはら）という行政区（字「あざ」）がある。安部をはじめ近隣の汀間（ていま）や瀬高（せだけ）が、沖縄貝塚時代（一〇世紀以前）や古琉球と呼ばれる時代（一六〇九年の島津の侵入以前）の遺跡を持ち、一七世紀頃から歴史書にも登場する古いムラ（集落）であるのに比べ、今年で創設七五年のきわめて若い字である。

二見（ふたみ）以北一〇区のうち、三原を含む四区（他に二見、大川（おおかわ）、底仁屋（そこによ））は、屋取（ヤードウイ）集落と呼ばれる。いずれも、一八七九（明治一二）年の廃藩置県琉球処分と言ったほうがウチナーンチュにはわかりやすい。後、王府に仕えていた士族たちが職を失い、やんばる各地に入植して形成された集落だ。もともとは古いムラの一部で、本ムラ地主から土地を借りて耕作したり、杣山（そまやま。王府管理下の入会林。後に県有林や村有林となる）の一部を開墾したりして生活していた人々が、少しずつ土地を買い取り、人口も増えて、本ムラから分立し、新しい字を創設したという経緯を持っている。入植当初は、里に住むことができず、山奥で暮らし、次第に里に下りてきたという人々も少なくない。

三原は一九二五（大正一四）年に、汀間の一部

であったシネーガチ、ミチエーガチ、ゲーヤという三つのハル（原）を分離して創設されたので、その名が付いたという。三原で存命の最長老であるシネーガチのソウエイおじい（一九〇七（明治四〇年）生まれ）によると、ムラや青年会の行事の度に、三原から汀間の本ムラまで行くのはたいへんなので、県にお願いして分字の運びとなった。

沖縄戦時から戦後の一時期、三原も近隣集落と同じように、中南部からの疎開・避難民であふれた。一九四六年には三原小学校が開設され、それまで、遠く離れた瀬高の久志小学校まで通っていた三原の子どもたちは、不便から解放されたが、せっかく近くに学校ができたのに、行政区が違い校区が異なるため、山を越えて、遠い嘉陽（かよう）（小学校に通わなければならない子どもたちがいた。安部ムラの一部であったアブマタ、および嘉陽ムラの一部であったカヨーマタに住む子どもたちだった。

両地域とも、それぞれの本ムラとは山を隔てた屋取の集落である。この不合理を解消するために、翌一九四七年、この両地域が三原に編入された。現在の三原は、とても範囲が広く、山々の間に人家の点在する散在集落を成している。

当初の三原であった三つの地域は、それぞれシ

ネーガチマタ、ミチエーガチマタ、ゲーヤマタとも呼ばれる。マタとは、山と山に挟まれた谷間のことだ。そこには小さな川が流れ、川と山に寄り添うように、人々は暮らしを紡いでいる。各マタは、いずれも汀間川の支流であり、細長く、奥が深い。

私の友人が働いている、那覇市リサイクルプラザに持ち込まれた古本の中に、現在は廃刊になった郷土月刊誌『青い海』のバックナンバーがあり、その一冊におもしろいのがあった、と見せてもらったことがある。「ふるさとのおもいで」という欄に掲載されたその短文は、当銘（とつめ）由金さんという人の手によるもので、「幼いころの山間僻地で生活した楽しい思い出」を書いている（一九七七年三・四月号）。地域名は書いていないが、内容から見ると、アブマタで生まれ育った人のようだ。

「家の両側は高い山々に囲まれ（中略）空は細長いものと思ひ込んでいた」という。嘉陽尋常小学校に通うために、川を九回も渡り（戦前は、橋はほとんどなかった）、山を登り降りしなければならず、時々はいのしにも出会ったこと、「川底の小さな石が一つ一つ数えられるほどに澄みきった小川」、エビやカニやウナギなどの川の幸、イチゴ、ギーマやテカチの実（いずれも木の実）など山の幸の豊かさ・・・を語りつつ、最後にこう結んでいる。

「……昔の面影はなくなつた。澄みきつた清らかな小川もこつてエビ、カニも少なくなり、こんもり茂っていた木々も少なくなつて、もとの自

然の美しさ・楽しさを思い出すたびに、文明の持つ暗い面に一抹の寂しさを感じるものである」

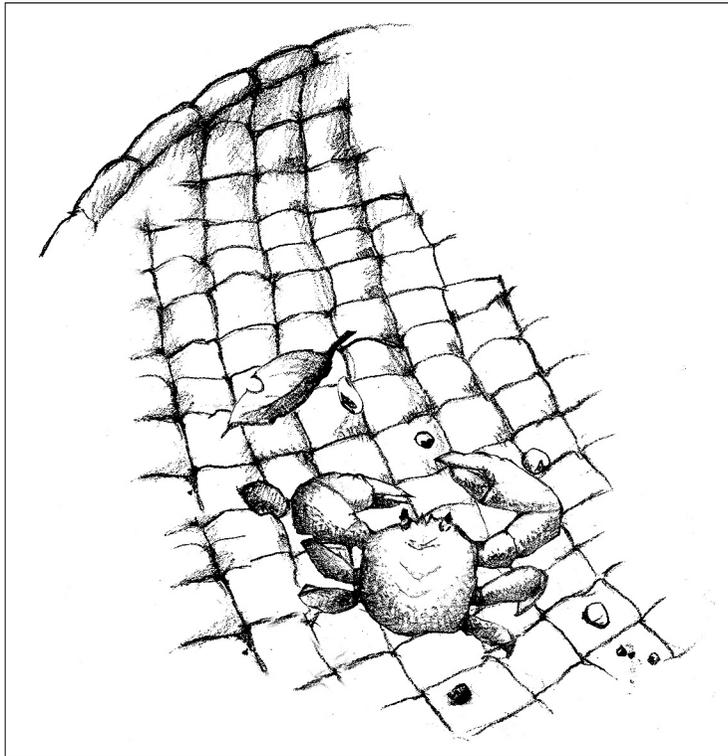
少なくとも現在の三原住民ではないこの人が、今も存命かどうかはわからないが、この文が書かれた時から、さらに二〇年以上経った現在のふるさととは、彼の目にどう映るだろうか。

七六〜七七年度と言えば、沖縄の日本復帰後の公共工事ラッシュが、やんばるまで押し寄せ、沖縄海洋博の関連工事や、福地ダムをはじめとする、やんばるのダム建設が盛んだった時期である。この「山間僻地」にまで立派な道路ができ、河川改修が行なわれ、橋が架かり、「文明」の持つ「明るい面」が強調された時期でもあったろう。

その頃よりも、現在の三原は、川の濁りも減り、木々も再生しているのではないかと思ふ。それは、住む人が減り、過疎化が進んだから(残念ながら、これまでどころ、人は自然の破壊者でしかなかった)でもあろうが、再生や回復の難しいものも多い。三原の多くの人々が今も嘆くのは、福地ダムから中南部に水を送るための導水管が、この地域の山々を掘削して通されたために、水が涸れてしまったことだ。減反政策ともあいまって、かつては久志地域で最大規模を誇った三原の水田も、まったく姿を消してしまった。

今でも、天気の良い日は、毎日畑に出るというソウエイおじいの家は、シネーガチ川に沿った道を溯ったマタのいちばん奥にある。戦前は、さら

ソウエイおじい、このマタから「どこにも行ったことがない」ことを、とても誇りにしている。「自分は体が小さかったから(徴兵検査で不合格になり)、戦争には行かなかった。戦争をするのは、頭が悪くて、欲が深いからだよ」



絵：比嘉明子

ウーン、実に鋭いナア……と感心している私に、さらにたたみかけるように、「儲けにも行かなかった(この地域でも、かつては本土への出稼ぎや海外移民が多かった)。内地に行っただけ旅行だけ」と胸を張る。若い頃は、いろいろと家庭の事情が厳しく、出るに出不らなかつた(学校も尋常科)小学校六年までしか行っていない)とも言えるのだが、「何も無理する必要はないんだよ」と言う表情は、晴れ晴れとしている。山深いこのマタに生まれ、そこに根を張って生き抜いてきた九四歳(年が明けると、数え年でおじい九五歳になる)の笑顔がまぶしかった。

に上流沿いに四、五軒あったという。家の前を流れる川の中に、テナガエビの姿が見える。昔に比べるとずいぶん減ったというが、都会の子どもが見たら、大騒ぎして喜びそつだ。

シネーガチマタと同じくらい奥深いアブマタの、これまたいちばん奥に住むのは、一九三二(大正二一)年生まれのコースケさんだ。この地域の七〇代は、バリバリの働き手で、コースケさんも現役のみかん農家。子どもたちは独立して外に出ているので、夫婦二人の静かな暮らしを楽しんでいる。

ユースケさん宅の前を流れる福地川(汀間川の支流で、アブマタガールとも言う)をもう少し川沿いに溯つたところに、昭和の初めごろまで、水車(ミジグルマー)があったという。サトウキビを搾って製糖するためのものだ。その後、栽培するキビの種類が従来よりも大きなものになり、水車では搾り切れなくなったので、牛車(牛や馬に引かす)になった。砂糖はいい換金作物だったが、製造は一九三九(四〇(昭和一四、一五)年頃までで打ち切られた。戦時体制に入り、供出のための食糧増産が強いられたからだ。三井・三菱の儲けのために働かされた」と、ユースケさんは、昨日のことを悔しがるように言う。

新たな米軍基地建設の話が、「経済振興」とセットで持ち込まれてきているけれど、かつての戦争を見てきたユースケさんの目には、あの時と同じに見える。お金は自分たちのところには落ちないし、儲かるのは、もともとカネや権力を持っている者たちだけだ。

それより、今でも既存の米軍基地の影響で海や山が壊され、漁業が成り立たなくなっているのに、いつそう海が汚染され、騒音やさまざまな被害が出てくるのが心配だ。

新たな基地建設のための代替施設協議会などが回を重ね、既成事実化されていきそうな現状を心配する私に、ユースケさんは、きつぱりと「基地は造れないよ」と断言した。その確信に満ちた口調は、「どうして?」と尋ねることさえ忘れさせるほどだった。

心を洗うようなせせらぎの音を聞き、谷の奥深く、しつとりと抱かれた庭に咲き競う色とりどりの花々を見てみると、ユースケさんの言葉が信じられるような気がして、私はおみやげにいただいたみかん(カーブチーという種類のおいしいみかん)を胸に抱き、ユースケさん宅を辞した。

カンパのお願い

沖縄はこれでいいのか市民の会

共同代表 黒島善市、平良研一、上里和美

千年紀の変わり目、益々ご健勝の事とご推察いたします。

時節柄、公私共にご多忙中の折とは思いますが、協力方お願い申し上げます。

さて、私達はこのほど「沖縄はこれでいいのか市民の会」という運動体を作りました。私達は那覇市長選挙を取り組む時、「那覇市長選挙で負けたら、浦添(那覇軍港移設問題)も名護(普天間移設問題)も追い詰められてしまい、日本政府の思惑通りにされてしまいかねない。それを跳ね返すためには市民グループはもとよりあらゆる団体の力を那覇へ」と決意し、取り組みました。しかし、結果は周知の通りであります。この手痛い敗北を受け、さまざまな観点から総括がなされました。その最も大きな反省点の一つに市民グループの結集が不十分だった事が挙げられました。

浦添への軍港計画はベトナム戦争最中の1966年に米軍が立案している事が米軍文書によって明らかになっています(1999.11.琉球新報・真喜志さん投稿)。今、誰もこれ以上の基地は要らないと言っているにもかかわらず、何故か基地の押し付けがどんどん進んで行くという状況を何としても変えねばなりません。その為には持てる総力を浦添に結集し、『軍港移設反対』の意思を不動のものとし、辺野古への新基地建設、基地のタライ回しを許さないという、圧倒的多数の当たり前声を当たり前に見えるようにする必要があります。「沖縄はこれでいいのか市民の会」はこの目的を達成するため、浦添市内のあらゆる場所で辻説法を行ない、考え得るすべての方法で旋風を巻き起こすつもりです。出費多々の折り、誠に恐縮ですが、趣旨をご理解の上、活動のための資金カンパをよろしく願いいたします。

振込口座 普通預金口座番号 288-482 店番 330 琉球銀行 安波茶支店

名義 沖縄はこれでいいのか市民の会 代表 黒島善市

1口 1,000円(何口でも可)

連絡先 那覇軍港の浦添移設に反対する市民の会気付 浦添市仲間 1-1-5-203

TEL (098) 879-5400 FAX(098)879-5402

【本の紹介】

『“隣人”の素顔』

フエンスの内側から見た米軍基地

NHK沖縄放送局編

世界の憲兵を自認して米軍が、沖縄の米軍基地内でどんな訓練をしたり、どこかで紛争が起これたり戦争の気配を感じたときには、直ちに出勤できるように、どんな準備を日常しているのだろうか。NHK取材班が米軍の基地内に入って、詳しく報告したのが、この本である。気づいたこと一、三を指摘しておきたい。

1 六日間の野営訓練

「隊員はM16ライフルにヘルメット、背のうという標準的な装備で、チームごとにスタート地点を駆けだしていく。ジョギングするようなスピードで」出発する。彼らは五時間にわたり、



NHK 出版刊 本体 2,200 円
2000年4月25日発行
ISBN4-14-080504-8

三十余の障害物を踏破しなければならぬ。川を渡り、赤土の泥水をくぐり抜け、高さ三メートル、幅一メートル五十センチの壁をこえる。一人では不可能なので、十三人のチームが協力して何度も地面に転げ落ちながらもトライする。成功すると、チームの兵隊は拍手して祝う。個人と協力と連帯の訓練が、泥を濡れ鼠になって続行される。

このような訓練が、海兵隊を中心に年間六千人の兵士が受けているという。

北部訓練場はSACOの合意で、総面積の半分以上が返還される。だが、それでも、まだ四千ヘクタール近くの広大な土地が残るので、訓練には何の支障もないという。ちなみに、米軍では、北部訓練場の名称を廃止して、「ジャングル戦闘訓練センター」といつている。

2 艦隊病院

この本には、当然のように、「返還が合意された普天間基地」「米軍の港湾施設」「極東最大の米軍基地、カテナ」などの内部からの報告がある。ところで、「有事の備え」の項目の中に、あまり耳にしない「艦隊病院」と言う文字が飛び込んできた。単純に赤十字のマークをつけた病院船かと思っただけ、そうではなく、米軍には重要な施設であった。

「艦隊病院とは、有事に組み立てて使用する野戦病院の装備一式のことだ。平時に基地の倉庫に眠っている」が、病院の機能が全て整っている。「医師・看護婦のいない幽霊病院と例えた方

がわかりやすい」という。沖縄では、キャンブ瑞慶覧とホワイトビーチに配備されている。

「艦隊病院は五百床のベットを持ち、有事の際に設置する。移動が可能で、すぐ運べるのが最大の利点だ。前方配備の意味から沖縄に置いている」と、米軍の担当者はいう。五百床の病院の規模は、医師七十人が勤務している県立中部病院（具志川市）に相当する。しかも、この艦隊病院には、補給を受けなくても、六十日間活動できる物資がそろっているという。当然だが、湾岸戦争には事前配備されていた艦隊病院が活動した。

3 日米ガイドラインの先取り

湾岸戦争では、二百三十隻のうち多数の民間の船舶もチャーターされて米軍の軍事物資を輸送したという。米軍は海運会社と三年から五年単位で契約を結んでいるという。「有事になれば民間の船であつても前線へ向かう可能性がある。船員に特別手当を支給するが、基本的に前線への派遣を拒否することはできない」と船長はいう。日本人の船員も乗船しているのに違いない。

トラック十台ほどが、「EXPRESSIVE」（爆発物）とステッカーの貼られたコンテナを積み、米軍の天願棧橋で待機していたという。「車体には沖縄の民間運送会社の名前が書いてある」一九九八年六月、カテナ弾薬庫での軍事演習で、ミサイルや弾薬を運び出して軍用機に装填するまでの確認訓練に三百五十人が参加した。

「このうち三十人は日本人従業員だった。弾薬庫の業務は危険で機密事項も多いが、日本人が米軍の活動を日常的に支えている。」

日米の戦争協力は、以前から隠れた場所内で密に進行しているようだ。

4 「良き隣人」のために

少女暴行事件の二年後、基地司令部は「外交政策部」(通称「G5」)を設置したという。在沖マスコミ各社の取材に応じる報道部がおかれ、海兵他のほかアメリカ人や日本人スタッフも働いている。スタッフは、沖縄の地方紙の中から、「海兵隊に関する新聞記事を全て翻訳し、各部隊に配布。基地問題についての県民感情を正確に把握するのが、G5に課せられた使命となっている」という。

米国防総省は、アジア太平洋地域の重要拠点を失うかもしれないという危機感から、日本通のデイヴィッド・ラン大佐を、その責任者に任命した。彼は、普天間基地のある市の新年のつどいに積極的に参加したり、自宅で開いたパーティーに米軍基地を抱える自治体の首長を招待して、「良き隣人」になろうとつとめている。さらに、稲嶺知事が誕生して以来、G5は積極的に地域と交流する行事を計画し、実行に参加しているという。

そのような小手先のことで、命どう宝の精神を売り渡すはずもないが、米軍が基地を維持するために、彼らが何をしているかを知ることが必要なことだ。

回し読みして、討論の機会にでもしたらどうかと思う。
(石田甚太郎)

基地・沖縄関連ニュースクリップ 2000年11月25日～

- 11.28 県収用委、米軍用地強制使用で契約拒否地主側と那覇防衛施設局の意見聴取
- 11.29 「代替施設協議会」第4回会合。政府、騒音など生活環境への影響予測について報告
- 11.30 那覇市親泊革新市政16年に幕
「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の世界遺産登録
日本平和大会沖縄国際シンポジウム
- 12.2 防衛施設局、辺野古沖で藻場調査開始
自然の権利シンポジウム2000「沖縄ジュゴンは生き残れるのか」
自然の権利基金、日本環境法律家連盟、世界自然保護基金日本委員会の三団体主催
- 12.5 第2次森改造内閣発足、沖縄・行革相に橋本竜太郎
- 12.6 岸本名護市長、久志13区代表らと初会合
- 12.7 新嘉手納爆音訴訟の第2回口頭弁論、原告側、飛行差し止め主張
- 12.8 国、普天間代替で滑走路2400メートルを想定 県議会一般質問で知事公室長言及
- 12.10 稲嶺県政満2年
- 12.12 那覇市長・翁長雄志、市有地契約・自衛官募集・日の丸掲揚の意向、市議会代表質問でMV22 オスプレイ、米ノースカロライナ州で墜落、乗員4人全員が死亡
- 12.14 米大統領選、ブッシュで確定
名護市長がオスプレイ配備に反対、市議会で答弁
- 12.15 那覇港湾施設・普天間飛行場内の土地に対し強制使用手続きに着手、意見照会文書送付
SACO関係経費として総額164億円追加要求。普天間代替調査費に2億800万円を初計上
- 12.16 「ジュゴンシンポジウム」(東京)
- 12.18 運輸省、県が申請していた中城湾港泡瀬地区の公有水面埋め立て事業を認可
- 12.19 中城湾港泡瀬地区の埋め立て事業を県が承認
- 12.20 コザ暴動30周年
普天間基地所属のCH46ヘリコプター二機が佐賀県の休耕田に不時着
岩国基地所属FA18ホーネットが部品落とす
- 12.21 名護市民投票3周年 名護市役所包囲行動
- 12.23 徹底討論会「普天間基地移設問題の現在を問う」(名護)

【連載】

認定・裁決取消訴訟 (5)

四 「地籍明確化法」の背景と立法経過

日本政府は、沖縄返還の時点において、おそらく五年もあれば全地主と契約を結ぶことができるかと踏んでいたであろう。ところが、一九七七年（昭和五二年）一月一日現在、別表（注・省略 編集部）のとおりなお四九〇人の未契約地主が存在した。「公用地法」は一九七七年（昭和五二年）五月一日で失効する。その時これらの土地は地主に返還されねばならないわけであるが、それらは、嘉手納基地、牧港補給基地、航空自衛隊那覇基地等、米軍・自衛隊の重要基地を含め、米軍五五基地中二五基地に、自衛隊二九基地中六基地の中に点在していた。これらの土地を返還するとすると、沖縄の基地機能が麻痺状態となるのは目に見えていた。

政府にとっては、これらの土地はどつしても確保されねばならなかった。政府は地主の同意を得るために、あらゆる手段をとっていたが、全地主との契約は、まず不可能といわざるを得なかった。

かくして政府は、再び沖縄の基地を確保するための新しい法律を必要とするにいたった。

それが「地籍明確化法」であった。

一九七七年（昭和五二年）五月一日、「地籍

明確化法」案は、衆議院において可決され、参議院に送付された。

その附則六項では、「公用地法」二条一項但書中「五年」を「一〇年」に改める旨が定められていた。

ところが参議院において右法律案を審議中に、一九七七年（昭和五二年）五月一日、「公用地法」による「暫定使用権」の存続期間が満了し、「公用地法」二条一項に基づく「暫定使用権」は消滅した。

「公用地法」に基づく「暫定使用権」の消滅は、政府もこれを認めざるを得なかった。

一九七七年（昭和五二年）五月一日、参議院内閣委員会において、真田秀夫内閣法制局長官は、政府統一見解として、「公用地法」二条第一項但書の期間は過ぎていたので、第二条による権限はない。従って第四条による返還の義務がある。五月一日以降も、返還するまでは国は管理する義務と権限があり、それに必要な行為を適法にすることができる。この基準に照らして適法な行為を行なっている」と表明した。

また野党委員（日本共産党）と真田長官・三原防衛庁長官との間では、一九七七年（昭和五二年）五月一日、参議院内閣委員会で、次のような応酬が行なわれた（沖縄タイムス、昭和五二年・五・一六）。

内藤功委員

一五日以降も、（土地を）返還するまでは国は管理する義務と権限があるというが、誰のために管理するのか。

真田長官

（土地）所有者本人のためである。

内藤委員

何のためにするのか。

真田長官

民法の趣旨を生かすために管理したい。

内藤委員

地主の希望・意向を最大限尊重するのか。

真田長官

本人の意思を尊重して管理することになろう。

内藤委員

自衛隊・軍事基地をとどめるための管理でなく返還のための管理とみてよいか。

真田長官

自衛隊基地として使用する権限はない。

内藤委員

（政府が言う）新法律成立までの（つなぎ基地を維持していく）ということではないのか。

真田長官

（土地を）返還せねばならない義務があるので、その手続は進めるのではないかと思う。

内藤委員

地主のために、返還するための管理ということに、厳正に限ってゆくといい指示はしたのか。

三原防衛庁長官

具体的な指示はしていない。（しかし）基地の使用についても演習・訓練など積極的な使用は

してはならない。所有者が自分の土地を見たいと言った場合は丁寧にやれと伝えている。

一方、沖縄基地では、一九七七年(昭和五二年)五月一八日午後一時過(地籍明確化法)が成立するのは、同日の午後一〇時過である)、契約拒否地主四世帯が米軍基地キャンブ・シールズ内に大型トラクター一台を持ち込み、土地を耕し、ニンニクを植え、アヒル二羽を放したうえ、「防衛施設庁とアメリカ軍に告ぐ。ここは私の土地です。許可なく立ち入り、使用を禁ず。反戦地主会、鳥袋善祐」と記載した立看板を打ち立てた。(沖縄タイムス、昭和五二・五・一九)

また、那覇市では、同年同月一六日、反戦地主上原太郎さんから九人が、航空自衛隊那覇基地内に立ち入ったが、一七日も午後二時から自衛隊と防衛施設局職員の案内で「不法占拠」の続く自分の土地を踏んだ。この日の立ち入りは地主九人に弁護士一人を含む一〇人……地主一行は午後四時二〇分、那覇市員志四六、農業上原正義さんの土地(三〇〇坪)でむしろを広げ持参の弁当・菓子・お茶などを口にしながら「祖父の土地でいつでもこうしてくつろげる日が必ずやってくる」と語っていた。一方、自衛隊員たちは地主側の動きを遠巻きにみながら無線機片手に連絡を取り合っていた(沖縄タイムス、昭和五二・五・一九)。

沖縄県及び那覇市も、「暫定使用権」が消滅した土地につき立入調査を行った。

すなわち、五月一七日には那覇市が、同年五月一八日には沖縄県がそれぞれ牧住住宅地区に立

ち入り、市有地・県有地につき、調査を行った。

以上のような経過を経た後、一九七七年(昭和五二年)年五月一八日午後一〇時一分、「地籍明確化法」は、参院本会議で可決成立した。政府は、同法を即日施行、「公用地法」の失効による四日間の「不法占拠」に終止符が打たれたとして、同日付で官報掲載の手续をとった。

五、「地籍明確化法」による土地使用についての政府の見解

一九七七年(昭和五二年)五月一八日の「地籍明確化法」の立法により、政府は「公用地法」二条一項一号所定の「暫定使用権」は、その存続期間が当初の「五年」から、「一〇年」に延長されたものであると主張した。

その根拠は、那覇地方裁判所一九七七年(昭和五二年)(ワ)第九五号軍用地返還請求事件(原告平安常次ほか七名、被告国間)における被告国の主張によれば次のようなものであった(同事件における一九七七年(昭和五二年)七月一九日付準備書面 第四回 および一九七七年(昭和五二年)一一月一日付準備書面 第五回 より引用)。

「暫定使用法二条及び同法施行令二条は、同法二条一項一号に掲げる土地のうち同法の施行の際当該土地についてアメリカ合衆国が有する使用の権限が、賃借権の取得について(一九五九年高等弁務官布令第二〇号)に基づいているもの(以下、施行令一条一号に掲げる土地」という)について、同法の施行の日(昭和四七年五月一五日)から五年間においてこれを使用できると

規定していた」。

「ところで一九七七年(昭和五二年)五月一八日制定、施行された『沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に關する特別措置法』(昭和五二年法律第四〇号)、以下、「特措法」という「附則六項において、暫定使用法二条一項ただし書中「五年」を「一〇年」に改正する旨定められ、同改正に伴い、同日「暫定使用法施行令の一部を改正する政令」(昭和五二年政令第一五三号)をもって同施行令一条一号中「五年」とあるのを、「一〇年」に改正され、更に同改正に従い、同日「防衛施設庁告示第五号」をもって一九七二年(昭和四七年)四月二七日防衛施設庁告示第七号(沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律第二条第一項第一号の土地についての告示)及び同年五月一日防衛施設庁告示第八号(沖縄における公用地等の暫定使用に關する法律第二条第一項第一号の土地及び工作物についての告示)中「五年」とあるを、「一〇年」と改める旨告示されたから、施行令一条一号に該當する土地の暫定使用権の存続期間は、暫定使用法施行の日から一〇年に延長されたものである」。

「暫定使用法二条一項ただし書の改正の経緯及び特措法附則六項の文書・体裁に照らすと、右附則をもって、暫定使用法施行の際五年の暫定使用権を設定する対象土地を定めた暫定使用法施行令一条一号及び防衛施設庁長官(昭和四七年四月二七日第七号及び同年五月二日第八号)について暫定使用法の改正に対応する使用期間に係る改正がなされることを前提として、当初存

続期間を五年とする暫定使用権が設定された土地につき、右期間の経過によりいったん消滅した暫定使用権を復活させ、その存続期間を暫定使用法施行の日から起算して一〇年を越えない範囲に延長させることを定めたものと解すべきである。そして、本件各土地につき暫定使用法及び暫定使用法施行令の施行により期間を五年とする使用権が設定され、特措法附則六項が制定施行されるとともに、これに伴い暫定使用法施行令一条一号及び前記防衛施設庁長官告示につき使用期間を五年から一〇年に延長する改正がなされ、これによって本件各土地に対する暫定使用権も復活したものである。「公用地法」および「地籍明確化法」による本件土地等の使用についての、右のような政府見解は、原告の到底承服し難いものである。以下六において、右のような政府見解に対する原告の反論を詳述する。

六 「地籍明確化法」による土地使用の違憲性

1 「暫定使用権」の消滅

(一)「公用地法」に基づき、「暫定使用権」は、一九七七年(昭和五二年)五月一五午前零時の到来によって消滅した。そして、「公用地法」が実質的に期限立法ではないかという問題は一応おくとしても、少なくとも土地の使用権取得に関する部分(同法二条)が、五年を経過することによって法的効力を有しなくなり、政府と原告ら土地所有者との法的関係は、原告の土地返還請求権と政府の土地返還義務、原状回復義務の関係(同法四条)を残すのみとなったことは明らかである。

このことは、右同日をもって、土地所有者が土地につき法的に何らの制約も負担もない、文字どおり完全・円満な所有権を回復したことを意味する。従って政府が右同日以降において土地を強制的に使用するには、新たな使用権の設定行為が必要であり、そのためにはそのような権原を発生せしめるに足る要件と効果をもった法規の存在が不可欠であると同時に、そのための適正な手続が履行されなければならない。なぜなら、土地所有者が回復した完全・円満な所有権を再び制限しようとするのであるから、国民の権利・自由を制限するのに法律の根拠なくして

なし得ないこと、法治国家の建前上当然のことであり、また国民の権利・自由が実体的のみならず手続的にも保障されなければならないこと、国民民主権主義をとり基本的人権の尊重を宣言する(具体的には憲法一三条、三一条を根拠として導かれるところの)憲法上の当然の要請だからである。

(二)しかるに政府は、いったん消滅した「暫定使用権」が、「地籍明確化法」附則六項によって、「復活」したと主張する。「復活」という以上そこに使用権原を新たに発生させるという法的側面があることは間違いない。そこでなければ「復活」ということは理論的にありえないからである。

それでは、右附則六項はどのような使用権原を発生せしめる根拠法令となり得るであろうか。附則六項は、その「文言・体裁」からして、「公用地法」による「暫定使用権」の期間の延長を定めているにすぎないことは一見明白である。そこ

には、本件土地について政府に新たな使用権の取得という法的効果を生じせしめる要件は何一つ定められていないし、使用権取得のための適正手続の保障も全く欠いており、現実にも何らそのような手続はとられていない。

このように「地籍明確化法」附則六項は、「公用地法」による「暫定使用権」の存続期間の「延長」を定めたものにすぎないのであるから、それは「公用地法」に定める「暫定使用権」が生きて存在していることを当然の前提とするものであって、死んだ(消滅した)「暫定使用権」の存続期間を「延長」ということは論理の矛盾というほかはない。「暫定使用権」が消滅してしまつた以上、もはや、期間の「延長」という法形式をもってしては、いったん死んだものを生き返らせ、消滅した権利を「復活」させることはできない。

そもそも附則六項をふくむ「地籍明確化法」は、一九七七年(昭和五二年)五月一四日の期限が満了する前に成立させることを意図して準備作成されたものであり、そのために「延長」という法形式をとつたものが、それに反対する広範な国民の世論と運動、野党の反対にあつて、当初の意図に反して右期限を徒過し、「暫定使用権」消滅後の同年五月一八日に成立をみたという経過からしてもこのことは明らかである。

先に述べたように、いったん消滅した「暫定使用権」を「復活」させるためには使用権発生のための要件と効果を明確に規定した法形式と実体を兼ね備えた立法措置を講じなければならないのである。「公用地法」による「暫定使用権」は、

一九七七年(昭和五二年)五月一日午後一二時をもつて確定的に消滅したものであり、「地籍明確化法」附則六項によって「復活」することはありえない。

2 「暫定使用権」の存続期間の延長は許されな

い いったん消滅した「暫定使用権」が「復活」したとする政府の主張がいかに根拠のないものであり、法理論として成り立ち得ないものであるかということとは、以上にみたとおりであるが、「暫定使用権」の延長ということは「公用地法」の予定するところではなく違法、不当な許されざる法「改正」といわなければならない。

「公用地法」は「復帰」に際して、沖繩において軍用地ないし公共用地として使用されている土地または工作物を「復帰」後も、米軍用地、自衛隊用地または公共用地として引き続き使用するにつき、無権原状態＝法的空白状態が生じるのを防止することをほとんど唯一の立法の目的・理由としていることは、その国会での審議の過程において政府自らがそのことを繰り返し言明していた。

また、参議院予算委員会(昭和四六年二月八日)において「公用地法」が審議された際、西村直己国務大臣は宮之原貞光議員の質問に対し、「私は、この法案は5年の期間が過ぎましたら、これ自体をその後延長してやるべきものじゃないと考えております」(参議院予算委員会会議録第6号参照)と答弁していた。

これは、「公用地法」制定における立法者の意思

が使用期間の延長はしないこと、すなわち「公用地法」の定める使用期間を確定的期間とすることにあつたことを明確に示している。しかも、「公用地法」は、その立法過程の当初から、憲法に違反することが学者その他の識者あるいは野党から問題とされ、なかならずその使用期間の「5年」という点については、「米軍用地収用特措法」の「六月」、「小笠原暫定措置法」、「同政令」の「三年」に比較し著しく長期であつて、もはや暫定使用の域を越えるのではないかということが指摘されていたのであり、右答弁も当然にそのことを踏まえてなされたものである。

さらに「公用地法」の内容それ自体が、公用地法は「復帰」に際しての暫定的な経過措置を定めたものであることを明言し(同法一条一項参照)かつ「公用地法」制定後にあつても使用権原の取得は、土地所有者との合意を原則とする旨をわざわざ明記しているが(同二項参照)、このことは、「公用地法」が厳格かつ例外的に適用されるべきこと、またその解釈にあつては国民の権利を尊重し、国家権力を抑制することを要請していると理解すべきことである。

以上、「公用地法」の立法目的ないし理由とその必要性、立法者の意思、法そのものの内容と性格、その解釈、適用にあつて前記の抑制の原則がとられるべきこと等からして、「公用地法」はその五年の使用期間を延長しないことを法定立の前提条件としていたと解すべきである。

3 「地籍明確化法」附則六項の違憲・無効性

(一) 第一に、附則六項は、土地収用法規であり、

政府の契約拒否地主ら所有の軍用地に対する一九七七年(昭和五二年)五月一八日以降の占有・使用は右土地収用法規を發動しての新規土地収用であるにもかかわらず、附則六項は、土地収用法規に必要不可欠な、事前に土地所有者の意見を徴することはもとより、事前・事後の不服申立、第三者機関の裁定等の権利者保護のための手続を何らおいていない。これは、憲法三一条の定める適正手続保障、憲法二九条の財産権保障に真向から反する。

(二) 第二に、そもそも「公用地法」の定めた五年という「暫定使用権」の存続期間が「暫定使用」の域をはるかに逸脱するものであることは、すでに指摘されているところであるが、附則六項は、政府によれば、この「公用地法」による「暫定使用権」の存続期間を五年からさらに一〇年に「延長」したものであるから、それは、もはや、いかなる意味においても「暫定使用」の名によつては許容しえない代物である。したがつて、附則六項による「暫定使用権」の「延長」は、適正かつ合理的な私有財産権の制限・剥奪とはいえず、憲法二九条に違反し、それ自体無効であると言わざるを得ない。(つづく)

(別表) 公用地暫定使用法に基づく財産権使用状況は略)

二〇〇〇年度

『一坪反戦通信』

(第一〇八号、第一一九号)

総内容

第一〇八号 (二〇〇〇年一月二十八日発行)

市議会と市長が移設受け入れ

熱かった一二月の沖繩

可決された移設促進決議

連載「思いやり予算」訴訟・東京(6)

集会案内(四月)

第二一一号 (二〇〇〇年四月二十八日発行)

肩の力を抜いて

特集 一坪排除の陳情採決問題

賛成議員リスト

陳情書ノ一坪反戦地主会声明

関東ブロック抗議の訴え

反対討論(伊波洋一)

沖繩・名護の動き

沖繩民衆平和宣言ノヘリ基地反対協声明

連載 やんばる便り(2)(浦島悦子)

ニユースクリップ

交流キャンペーン速報

東京南部・東京西部

資料Ⅱ認定・裁決取消訴訟(3)

新刊『沖繩の素顔』(新崎盛暉編)テクノ

集会案内(五月)

第二一二号 (二〇〇〇年五月二十八日発行)

特集1(続)一坪排除の陳情

公開質問状(一坪反戦地主会)

五・三私と憲法のひるば 新崎盛暉講演

ニユースクリップ

七月の沖繩(予定)

特集2 名護市民投票判決

判決文ノ判決批判(三宅俊司)

声明文(原告団)

ジユゴン保護運動のはじまり(鈴木雅子)

連載 やんばる便り(3)(浦島悦子)

沖繩交流キャンペーン二〇〇〇 報告

所沢・宮城・東京東部・三多摩

復帰二八周年 五・一五集会

書評・新刊『米軍基地を押しつけられて』

(伊波洋一)創史社

集会案内(六月)

第二一三号 (二〇〇〇年六月二十八日発行)

特集1(続々)一坪排除の陳情

野党議員は何を考えていた?(島田正博)

公開質問状に対する回答(概要)

質問4に対する回答全文

撤回を要求する陳情「ネット陳情団」

特集2 損害賠償法制定運動

その重要性和特別立法について

(海老原大祐)

損害賠償法(案)ノ刑事・民事裁判概要

ニユースクリップ

連載 やんばる便り(4)(浦島悦子)

連載「思いやり予算」訴訟・東京(7)

陳述書(田村順玄)

新刊案内『アソシエ』沖繩特集』(PR)

集会案内(七月)

第一〇九号 (二〇〇〇年二月二十八日発行)

名護からのレポート

市長への申し入れ書(ヘリ基地反対協)

二〇〇〇年度総会

記念講演(安里秀雄)

資料Ⅱ認定・裁決取消訴訟(1)

集会案内(三月)

第一一〇号 (二〇〇〇年三月二十八日発行)

今こそ、行動を

名護市民の活動

新連載・やんばる便り(1)(浦島悦子)

三・一七大集会ノ集会決議

資料Ⅱ認定・裁決取消訴訟(2)

新刊紹介『子どい』(森口裕)凱風社

沖繩交流キャンペーン 二〇〇〇

「思いやり予算」違憲訴訟 速報

第一一四号 (二〇〇〇年七月二八日発行)

特集 二〇〇〇年夏 沖縄

花は土に咲く

沖縄弁護士会会長談話

平和宣言(わびあいの里)

沖縄宣言(NGOフォーラム)

基地・軍隊に反対する平和交流集会

ドキュメント 人間の鎖 嘉手納基地包囲

検問をくぐって万国津梁館・万座ビーチへ
首脳会談「平和の礎」演説についての見解
(へり基地反対協)

ニュースクリップ

わいせつ事件・ひき逃げ

七・一五 米大使館へ抗議／抗議・要求書

抗議・要求決議(緊急県民総決起大会)

再発防止を求める会長声明

(沖縄弁護士会)

新刊案内『沖縄米軍基地法の現在』

(浦田賢治) 一粒社

第一一五号 (二〇〇〇年八月二八日発行)

再改悪特措法による新たな強制使用手続き

陳述書(知花昌一)

命を守る会・東京行動

請願行動顛末記(安次富浩)

報告集会／請願

連載 やんばる便り(5) (浦島悦子)

連載 「思いやり予算」訴訟・東京(8)

陳述書(富野暉一郎)

ニュースクリップ

地位協定見直し沖縄県案(全文)

集案内(九月)

第一一六号 (二〇〇〇年九月二八日発行)

学習会 南北朝鮮統一問題

年表・日誌／南北共同宣言(全文)

新企画 こえ・声・こえ 三鷹・横浜・埼玉

ニュースクリップ

連載 やんばる便り(6) (浦島悦子)

資料Ⅱ 認定・裁決取消訴訟(4)

集案内(一〇月)

連載 「思いやり予算」訴訟・東京(9)

陳述書(新倉裕史)

新刊紹介『沖縄はもうだまされない』

(真喜志好一ほか) 高文研

第一一七号 (二〇〇〇年一〇月二八日発行)

改悪特措法のもとでの闘い

講演要旨(新崎盛暉)

講演全文(安里秀雄)

資料 強制使用手続き／裁決の区分

土地強奪の経過

ICUN勧告(要旨)

十区の会 署名提出行動

請願書(十区の会)

ニュースクリップ

一〇・二二 県民総決起大会

県民総決起大会 決議(抄)

連載 やんばる便り(7) (浦島悦子)

新刊紹介『沖縄の友への直言』

(伊藤嘉昭) 高文研

集案内(一一月)

那覇市長選支援カンパ

第一一八号 (二〇〇〇年一一月二八日発行)

那覇市長選

カンパのお礼と報告

那覇市長選 なぜ? (島田正博)

こえ・声・こえ 葛飾・立川

ニュースクリップ

連載 やんばる便り(8) (浦島悦子)

連載 「思いやり予算」訴訟・東京(10)

東京地裁判決文(抄)

資料Ⅱ 知花・古波蔵意見書

資料Ⅲ 審査請求裁決書

集案内(一二月)

第一一九号 (二〇〇〇年一二月二八日発行)

普天間基地強制使用 意見書

沖縄県収用委員会 公開審理

関東ブロック 二〇〇一年度総会

活動記録

規約改正案

連載 やんばる便り(9) (浦島悦子)

本の紹介『「隣人」の素顔』

ニュースクリップ

資料Ⅱ 認定・裁決取消訴訟(5)

『一坪反戦通信』二〇〇〇年 総内容

集案内(二〇〇一年)

・関東ブロック 2001年度 総会&講演会

2001年1月21日(日)

すみだ産業会館(9階 会議室4)

13:30~14:30 総会

14:45~16:30 講演会

記念講演: 沖縄県収用委員会・公開審理と今後の闘い

知花昌一(反戦地主、読谷村議)

・沖縄県収用委員会・公開審理

第1回: 2001年1月17日(水) 9:00受付開始、10:00~

水産会館(那覇市前島 泊港ターミナルとまりん隣)

防衛施設局 裁決申請理由の説明

第2回: 2001年2月23日(金) 時間、場所とも未定

知花昌一さん側の陳述

第3回: 日時、場所とも未定

古波蔵豊さん側の陳述

沖縄関連 行事・集会 案内 2001年

http://www.jca.apc.org/HHK/Meetings/Meetings_Oki.html

1月17日(水)

- ・沖縄県収用委員会 第1回公開審理(詳細上記)

1月21日(日)

- ・沖縄一坪反戦地主会関東ブロック 総会・講演会(詳細上記)

- ・「沖縄とともに関西連絡会」第6回総会

13:30~ 部落解放センター

記念講演: 安里英子(フリージャーナリスト)

1月25日(木)

- ・人権の21世紀をつくる文化の集い
18:00~ きゅりあん(大井町駅前)
講演: ピーター・フランクル/大谷昭宏

2月11日(日)

- ・浦添市長選(カンパ要請 7頁)

2月23日(金)

- ・沖縄県収用委員会 第2回公開審理
2月27日(火)

- ・米軍用地収用特措法違憲訴訟 第19回口頭
弁論(最終)

13:30~15:00 那覇地方裁判所

3月3日(土)

- ・阿波根昌鴻さん 100歳のお祝い
沖縄・伊江島

編集後記

戦後すでに半世紀、二十世紀もあと数日で幕を閉じようとしているのに、愚かさの象徴である基地・軍隊は依然として健在だ。在日米軍基地の七五パーセントを押しつけられ、本島の二割を米軍基地に占拠されている沖縄に、政府・県・市が一体となって新たな基地を建設しようとしている。この時代錯誤の愚行に対抗する切り札がジユゴンの存在とは情け無い。軍隊は民衆を守らないし、基地とセツトの振興策では地域の自立は不可能だ。人権・経済問題を正面に据えた反基地運動の構築が必要だ。数百億円を浪費した沖縄サミットは世紀の愚行として記憶される。名護への基地建設の圧力は強まっている。那覇革新市政は三五年の幕を閉じ、市庁舎に「日の丸」が揚がるうとしている。二〇〇〇年はいばらの年だった。しかし、嘉手納基地包囲の成功に見られるように、新たな民衆運動の胎動もある。朝鮮半島統一への動きも急だ。反戦地主のみならずも健在。もちろん一坪反戦地主も。普天間の強制使用手続きが始まった。来年早々、公開審理が始まる。来年も、基地・軍隊をなくすために楽しく運動を進めていきたいものだ。二十一世紀もよろしく。

(ま)